

はじめに

東京都は、平成7年に東京都福祉のまちづくり条例を制定、さらに平成10年には福祉のまちづくりを実現するための全庁横断的な推進計画として、「東京都福祉のまちづくり推進計画～ハートフル東京推進プラン～」を策定し、建築物をはじめとした施設のバリアフリー化の推進、公共交通施設へのエレベーター、エスカレーターの設置、ノンステップバスの導入等、これまでさまざまな取組を推進してきた。

しかし、本格的な少子高齢社会の到来、国における「障害者自立支援法」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行、また、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた協議など、目まぐるしく変化する環境の中で、福祉のまちづくりは新たな役割を求められることとなった。

第6期東京都福祉のまちづくり推進協議会では、これまでの東京都の福祉のまちづくりに関わる施策の現状と課題を整理し、東京都福祉のまちづくり条例が目指すべき方向性について、条例の改正も視野にいれながら多角的視点から審議を行い、「福祉のまちづくりの新たなステージに向けて」として報告書を取りまとめた。

これを受けて第7期の本推進協議会では、この報告書をもとに、東京都福祉のまちづくり条例及び推進計画の策定の基本的考え方について実質的な審議を行うこととした。

首都東京は多くの人びとが集い、活発に交流する世界有数の国際都市である。すべての人が、安全、安心、快適に過ごし、訪れることができるまちづくりを、東京都、区市町村、事業者や都民が協働して推進するよう期待する。

第1章 東京都福祉のまちづくり条例の改正に向けた基本的考え方

1 東京都福祉のまちづくり推進協議会によるこれまでの審議

(1) これまでの福祉のまちづくり

東京都は、高齢者や障害者等が自由に行動し、社会参加のできるやさしいまちづくりの実現を目標として、平成7年に東京都福祉のまちづくり条例（以下「福祉のまちづくり条例」という。）を制定し、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場に具体的な整備基準を定めた。

東京都福祉のまちづくり推進協議会^(*)（以下「推進協議会」という。）は、第4期の『21世紀の福祉のまちづくりビジョン』のあり方について（平成15年8月意見具申）において、それまで取り組んできた高齢者や障害者に対するさまざまなバリアを取り除くというバリアフリーの視点から、子どもや外国人なども含め、できるだけ多くの人にとって快適な環境とするため、はじめからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないようにするユニバーサルデザインの考え方に立って、福祉のまちづくりを進めていくことの重要性を述べた。

ユニバーサルデザインとは

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることであり、その対象はハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたっている。

（第5期推進協議会意見具申 「福祉のまちづくりの新たな展開～ユニバーサルデザインの推進～中間のまとめより」）

推進協議会の意見具申を踏まえ、その後東京都では、ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業^(*)の実施や、「福祉のまちづくりを進めるためのユニ

^{*1} 東京都福祉のまちづくり推進協議会：福祉のまちづくり条例第25条に基づき、東京都の福祉のまちづくりの具体的な施策を調査・審議する知事の諮問機関。都民、事業者、学識経験者、国、区市町村で構成し、平成7年8月に設置された。

^{*2} ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業：平成16年度から平成18年度の3年間、江東区、世田谷区、板橋区、日野市の4地区で実施。区市町村が主体となって地域を設定し、住民、事業者等と協働しながらユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの取組を支援する。

「ユニバーサルデザインガイドライン」都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」の普及など、福祉のまちづくりはユニバーサルデザインの考え方に立って推進してきている。

(2) 福祉のまちづくりの新たなステージに向けて

福祉のまちづくり条例の制定以降、国における「障害者自立支援法」(*3)や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(*4)(以下「バリアフリー新法」という。)の施行、また、障害者の権利に関する条約(*5)の批准に向けた協議など、福祉のまちづくりを取巻く環境は目まぐるしく変化している。

これらを踏まえ、第6期推進協議会では、現在の福祉のまちづくり条例の改正も視野に入れ、東京都における福祉のまちづくり施策の現状と課題を整理し、今後目指すべき方向性について多角的な視点から審議を行い、平成20年1月29日に「福祉のまちづくりの新たなステージに向けて～すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくり～」としてまとめた。

この中で、これまで取り組んできた施設整備の一層の推進や、各施設を繋いでいく面的整備の必要性、災害時への対応をはじめとした安全、安心の取組や情報手段の入手・工夫等、さまざまな取組を掲げ、その方向性を示した。

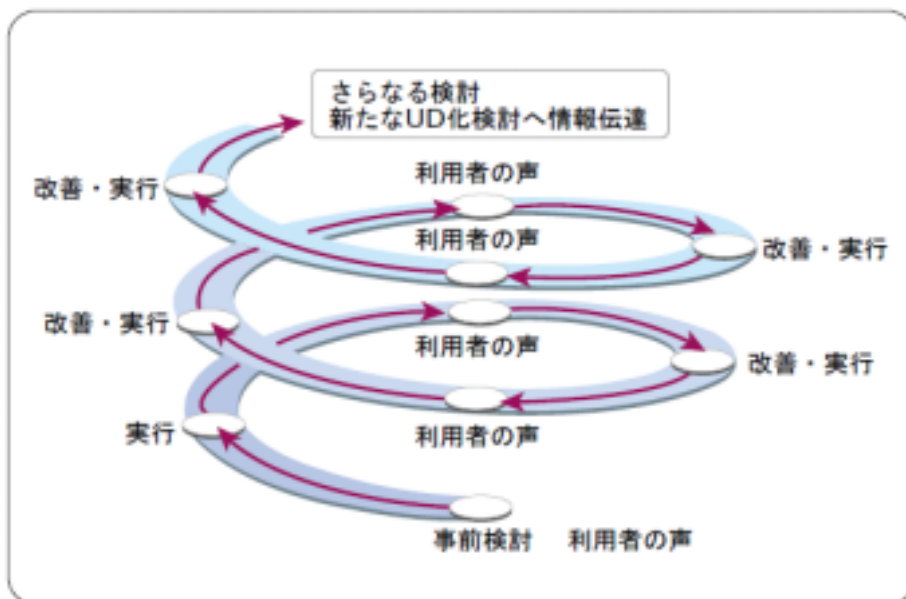
福祉のまちづくりのこうした取組を効果的に進める仕組みとして、プロセスを重視し、計画の策定から実行までの各段階に利用者の声を反映し、利用者のもとで検証を行い、その結果に基づき新たな施策を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくスパイラルアップの仕組みの重要性を述べた。(図1)

*3 障害者自立支援法：障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず必要とするサービスを利用できるよう、サービスの提供主体や利用の仕組みの一元化などを通じ、障害者が地域で安心して暮らせるノーマライゼーション社会の実現を目指す法律として平成18年10月に全面施行された。

*4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：一体的・総合的なバリアフリー施策の推進のため、これまでの「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を統合・拡充し平成18年12月に施行した。

*5 障害者の権利に関する条約：障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別の禁止、社会への参加等を一般原則として規定し、保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、促進するための措置を締約国がとることを定めた国際条約。日本は平成19年9月に署名し、現在、関係機関において批准に向けた協議を実施している。

図1 スパイラルアップの仕組み(イメージ図)



また、高齢者や障害者をはじめとした人々の多様性に対する理解促進の必要性を掲げるとともに、東京都や区市町村、事業者、都民及び地域社会がそれぞれの責務や役割を務めながら相互に連携し、多くの領域に関わる取組について協働していくことの必要性を述べた。

さらに、建築物の整備において、施設整備を行う事業者や届出窓口で助言・指導を担う区市町村から、福祉のまちづくり条例とバリアフリー新法及びバリアフリー新法の委任条例である高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(以下「建築物バリアフリー条例」という。)との関係がわかりづらいなど、課題として指摘されている。このことから、バリアフリー新法や建築物バリアフリー条例との関係整理をすることが必要であるとした。

これらを踏まえ、今後の福祉のまちづくり条例は、ユニバーサルデザインを基本として進めることを前提に、バリアフリー新法や建築物バリアフリー条例が対象としていない小規模建築物や既存建築物のバリアフリー化の取組を充実させることや、地域住民、地域組織、NPO等の自主的な活動を推進していくことが新たな役割であるとした。また、福祉のまちづくりを推進する上で、関係する領域は広範であるため、推進計画を策定することにより、福祉のまちづくりの取組を総合的かつ計画的に進めていくことが必要であるとした。

さらに、第7期推進協議会における審議に向け、以下の4点を検討課題として挙

げた。

ユニバーサルデザインを基本理念とすることによる福祉のまちづくり条例の名称や定義の再検討

福祉のまちづくり条例とバリアフリー新法、建築物バリアフリー条例との関係整理及び小規模建築物等における施設整備の実効性確保策の検討

事業者や都民による地域の中の自主的な活動について、福祉のまちづくり条例での位置付け

福祉のまちづくりを推進する上で、条例の定期的な見直し及び推進計画の策定や実施において、継続的改善を図るためのスパイラルアップの仕組みづくりを確立するための具体的な評価対象や評価方法の検討

2 ユニバーサルデザインの考え方を基本とした条例へ

第6期推進協議会で示した福祉のまちづくりの課題や今後の方向性を踏まえ、新たな福祉のまちづくり条例の基本理念、施策の推進、推進基盤について整理をした。

(1) 福祉のまちづくり条例の新たな基本理念

現在の福祉のまちづくり条例では、「やさしいまち東京の実現」を目標とし、ノーマライゼーションの考え方に基づく福祉のまちづくりを理念としている。今後の福祉のまちづくり条例では、高齢者や障害者を含めたすべての人が、自らの意思に基づいて社会参加することができ、自己実現を図れる社会とするため、特定の人への取組から一歩進んで、すべての人にとって使いやすい環境となるようユニバーサルデザインを基本理念とすることを明確に位置づけることとする。

高齢者や障害者を含めたすべての人の生活行為は連続的に行われるために、建築物、道路、公園、公共交通施設等の整備が総合的計画のもとに一体的に整備されていく必要がある。今後の福祉のまちづくり条例では、地域に住む人、訪れる人など多様な主体が参加のもと、これらの施設の整備を推進していくことが必要である。

さらに、東京は大都市としての特性がある一方で、多摩・島しょ地域のような豊かな自然に恵まれている面もあるため、それぞれの地域の魅力に応じたまちづくり

を進めていくことが必要である。

【改正のポイント】

一人ひとりの個性やニーズを尊重し、改善を積み重ねることにより、はじめからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないように、快適な環境をつくっていかうとするユニバーサルデザインの考え方を基本に、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる社会を実現

福祉のまちづくりは特定の人への個別的な取組から一步進んだ、高齢者や障害者を含めたすべての人の平等な社会参加の実現に向けた取組

現在の福祉のまちづくり条例では、条例の目的を前文で述べている。今後の福祉のまちづくり条例では、条項として新設し、この条例の目的を明確にすることが必要である。

【改正のポイント】

東京都、区市町村、事業者及び都民の参加と協力及び自主的な取組を基本とし、それぞれの立場から協働して、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを推進

（２） 福祉のまちづくり条例の新たな定義

今回の福祉のまちづくり条例の改正の基本的考え方について審議するにあたり、条例の名称や定義でもある福祉のまちづくりという言葉が、高齢者や障害者を主に対象とした取組という印象が依然としてある中で、新たな条例がユニバーサルデザインの考え方を基本として、高齢者や障害者を含めたすべての人を対象としたものと認識できるように、福祉のまちづくりという名称を変更するかが論点となった。

現在の福祉のまちづくり条例では、高齢者や障害者等の自立と社会参加を促進するため、施設、物品及びサービスを円滑に利用できるようにすることを「福祉のまちづくり」として定義している。同じく現在の福祉のまちづくり条例で定義している「高齢者、障害者等」とは、日常生活又は社会生活に制限を受ける者であり、物理的、社会的、制度的、心理的なすべてのバリア（障壁）を取り除くというバリアフリーの考え方が中心となっている。

今後の福祉のまちづくり条例の対象者については、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、妊婦、怪我をした人、病弱者、乳幼児を連れた人、日本語の通じない外国人など、高齢者や障害者だけではなく、幅広く捉えていることが明確にわかるよう定義をする必要がある。

このため、福祉のまちづくりについても高齢者や障害者を含めたすべての人を対象とした取組であることをあらためて定義する必要がある。このことにより、高齢者や障害者を含めたすべての人が社会参加することが権利として保障していく取組となるよう今後一層推進していくことが重要である。

これらのことを踏まえ、東京都は、新たな条例の名称に福祉のまちづくりという言葉が引き続きふさわしいかどうか、一方で「公共の福祉」という広い概念で福祉を捉える考え方もあることを事業者や都民にもっと広めていくことで、このまま使用するかどうかを総合的に判断するべきである。

【改正のポイント】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って環境をデザインすること。バリア（障壁）の存在を認識し、その除去を行うバリアフリーを包含し発展させ、考え方としてユニバーサルデザインをとらえる

ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくり

ユニバーサルデザインの考え方に立って、施設の整備、サービスの提供及び啓発活動を行い、常に継続した改善を図っていくことにより高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを推進するための取組

高齢者や障害者を含めたすべての人

高齢者や障害者、子ども、外国人、妊娠中の人や怪我をした人なども含め、また、能力の違い、年齢や置かれた状況にかかわらず、すべての人

(3) 福祉のまちづくりの推進主体と総合的推進

現在の福祉のまちづくり条例の中でも福祉のまちづくりを進める主体として、東京都、事業者及び都民がそれぞれの立場で責務を果たし、協働しながら進めることを条例で規定している。

今後の福祉のまちづくり条例では、ユニバーサルデザインを基本とすることにより、取組の範囲が広がることなどから、東京都や区市町村、事業者、都民による連携がより一層重要となってくる。このことから、それぞれが責務を果たし、福祉のまちづくりに取り組んでいくことが、結果として都民生活の向上につながることにしても示す必要がある。なお、ここでいう責務とは、福祉のまちづくりの推進主体として、それぞれが果たすべき役割として位置づけている。また、事業者とは施設整備やサービスの提供を行う民間事業者のみでなく、同じく施設整備やサービスの提供を行う国や東京都、区市町村も含まれる。

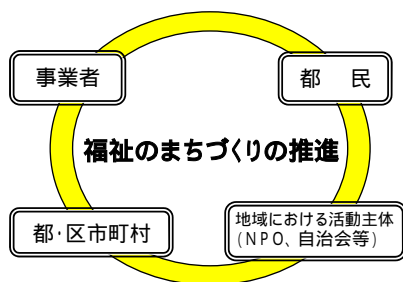
福祉のまちづくりは地域に密着した取組が不可欠であり、区市町村の役割は大きい。なお、東京都は広域的自治体として、区市町村と密接に連携しながら必要な支援を行い、推進していくこととし、区市町村においても地域のニーズに応じた福祉のまちづくりに取り組んでいくことが重要である。

さらに、地域におけるNPOや自治会等の自主的な活動についても福祉のまちづくりの推進主体として重要性が増している。東京都は、こうした地域における活動についても福祉のまちづくりの推進主体として、区市町村と連携しながら支援をしていく必要がある。

ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりを進めていくためには、これらの推進主体が相互に連携し、総合的に取り組んでいくことが重要である。

(図 2)

図2 福祉のまちづくり推進主体の連携(イメージ図)



3 新たな福祉のまちづくり条例に基づく施策の推進

福祉のまちづくりの推進において、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場などの施設の整備にあたっては、個々に整備していただくだけでなく、総合的に連携して取り組む必要性が強く求められている。

また、福祉のまちづくり条例の施設整備基準を満たしているにもかかわらず、円滑な利用に向けた情報の共有・伝達の工夫の不足により、だれでもトイレ等の場所がわからないなど、利用しづらい施設がある。施設を管理する事業者は利用者への適切な情報提供が必要である。

さらに施設を利用する人においても、高齢者や障害者を含めた多様性への理解不足により、例えば、幅広い障害者用駐車スペースにそのスペースを必ずしも必要としない人が車を停めてしまうなど、本来優先して利用する人が利用できないという課題も生じている。

従って、ハード面とソフト面の一体的な整備についての重要性を条例の中に改めて明記する必要がある。

(1) 住宅の供給

福祉のまちづくりにおいて、高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できる住宅の供給は不可欠であり、住宅を整備した後にバリアフリー化を行うのではなく、建設当初から高齢者や障害者に対する基本的な配慮を行った住宅を供給することが必要である。また、居住の確保、安心生活の確保のために都営住宅など公共住宅の役割も重要である。このことから、現在の福祉のまちづくり条例でも住宅の供給について規定し、また、推進計画の重点施策としてこれまでも取り組んできた。

今後も引き続き、具体的な施策を推進計画で位置づけ、関係機関と連携しながら、都営住宅など公共住宅の供給及び民間住宅整備の誘導等を図っていく必要がある。

(2) 建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場の整備

現在の福祉のまちづくり条例では、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場を一般都市施設とし、高齢者、障害者等が円滑に施設を利用できるための整備基準を設定し、整備基準への適合に努めるよう推進してきた。

また、一定規模以上の施設については新築及び改修の際に届出を義務付け、施設整備を行う事業者が福祉のまちづくりを理解しながら整備を進めるよう指導や助言を行ってきている。

しかし、国のバリアフリー新法では、一定規模以上の建築物、道路、公園、公共交通機関、路外駐車場においてバリアフリー化が義務化されている。また、建築物でいえば、福祉のまちづくり条例とバリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例との関係がわかりづらいことなどが施設整備を行う事業者や福祉のまちづくり条例の届出事務を担う区市町村から指摘されている。

このことから、こうしたバリアフリーに関する他の法令及び条例との関係整理が必要である。

今後の福祉のまちづくり条例では、ユニバーサルデザインを基本理念とすることにより、高齢者や障害者を含めたすべての人にとって利用しやすい施設整備が当然のこととして求められることとなる。このため、これまでの整備基準への適合努力義務から一歩進んだ取組をしていくべきである。

そのためには、施設整備における整備基準や整備項目などについて、バリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例との整合性を図るとともに、届出義務を課している一定規模の特定施設について、現行の努力義務から遵守義務とし、実効性をより一層高める必要がある。

【改正のポイント】

特定施設の新設または改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない

なお、敷地の状況や、構造上の理由等により整備基準の遵守が困難な場合の対応や、介助、インターホン、仮設スロープ等の代替措置の方法及びそれを選択する際の判断基準、その他の対応について、施設整備マニュアル等^{*6})の中でわかりやすく示していく必要がある。

^{*6} 施設整備マニュアル：福祉のまちづくり条例施行規則に定める、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場の整備基準について、詳細な解説や誘導基準を示しているマニュアルである。

また、施設整備、特に既存施設の改修にあたっては、空間上の制約などにより多くの困難が生じることから、施設の運営管理や利用者のニーズなど現状を十分に把握し、利用者の意見を取り入れながら、ハードとソフトを総合的に整備していくことについても併せて示す必要がある。

さらに、個々の施設について整備基準に沿った整備をするだけでなく、施設整備を行う事業者がそれぞれ連携し合い、一体的に整備をしていく必要性について、明確に位置付けていく必要がある。

福祉のまちづくり条例では、一般都市施設を定義し、その対象を規則で定めている。また、一般都市施設の中で、届出義務を課している一定規模以上の施設についても同様に規則で定めている。

一方、大規模な施設については、バリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例の対象範囲となっている。特に建築物においては、今回の関係整理により、対象となる面積の整合性を図るとともに、都民に身近な建築物について、日常生活の中でバリアフリー化の進展を実感できるような実効性のある整備方策を規定し、すべての人の社会参加を促進することが、今後の福祉のまちづくり条例の新たな役割となる。

特に、日常生活に密着した物品販売店、飲食店、サービス店舗等小規模建築物のバリアフリー化をさらに進めることが望ましい。なお、その場合においては、小規模建築物の実態を考慮した促進策を新たに検討する必要がある。

また、障害者自立支援法の施行や、「東京都障害者計画・東京都障害福祉計画」(*7)による、障害者の一般就労への移行促進に向けた取組などを考慮し、福祉のまちづくり条例で届出の対象施設としている事務所及び工場についても、障害者就労支援に向けた環境整備を促進していくべきである。

福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を行った場合には、施設整備を行う事業者からの任意の申請により、適合証を交付しているが、こうした優良施設を広報活動の充実により推奨するなど、区市町村と連携しながら進めていくべきである。

*7 東京都障害者計画・東京都障害福祉計画：東京都は、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に関わる社会の実現を目指し、平成19年5月、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定した。

(3) 情報の共有

福祉のまちづくりの理解を深めていくためには、すべての人があらゆる場面で、必要な情報を多様な手段で入手でき、発信できるようなまちづくりを推進することについて新たに規定し、取組を一層推進する必要がある。

なお、単に情報の共有といっても、多様な情報の受け手に対して、情報提供する手段にはさまざまなニーズに合った表現方法があるため、その表現方法はユニバーサルデザインの考え方に沿って整備していくべきである。

～情報提供手段の例～

- ・ 文字の大きさ、音声、多言語表記、ふりがな、案内用図記号を組み合わせるなどの工夫によるわかりやすい案内標示（行先案内、施設の説明板等）
- ・ パンフレットやホームページのわかりやすい表現、見やすい文字や色づかい、レイアウト、読み上げソフトへの対応
- ・ データの電子化や電子メールの利用促進、利用者側からの多様な意見を反映できる仕組みづくり、IT活用の体制づくり
- ・ 映画やテレビなどの字幕や解説放送 等

また、施設整備に伴って、円滑に移動するための情報も共有するために、施設の連続性の確保を視野に入れて情報提供する手段も総合的に整備する必要があり、施設整備マニュアル等で示していく必要がある。

【改正のポイント】

東京都は高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるように、情報の共有・伝達の充実に必要な施策を推進する

事業者は、利用者のニーズ、施設及び設備の用途、サービス等に応じて必要となる情報を、わかりやすく提供し、円滑に利用されるよう努める

(4) 教育及び学習の振興

障害者用駐車スペースやだれでもトイレの利用のほか、視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車など、利用者のルール・マナーの理解不足により、障害者が利

用できないという課題がある。高齢者や障害者を含めたすべての人への理解促進を進める上で、学校における教育の推進や生涯学習の充実がますます重要性を増している。

今後もこうした取組を進めることにより、NPOなど地域における自主的な福祉のまちづくりの活動のための環境整備をより一層促進していくことも必要である。

(5) 広報活動等の普及啓発

高齢者や障害者を含めたすべての人への理解促進の手段の一つとして、ホームページやパンフレットをはじめとした広報活動についても、継続的に行っていくことは重要である。

また、福祉のまちづくりに先進的に取り組んでいる事業者や団体、個人に対しての表彰制度^(*)についても、他の福祉のまちづくりの活動にも波及していくことから、東京都は区市町村、事業者、都民に対し今後より一層、積極的にPRしていくべきである。

4 推進基盤の整備に向けて

現在の福祉のまちづくり条例では、福祉のまちづくりを進めるための推進基盤として、福祉のまちづくり推進協議会や福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための推進計画の策定等について規定している。

ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりを推進していくためにはこの推進基盤は重要であり、今後も引き続き進めていく必要がある。

(1) 推進計画の策定

推進計画の策定にあたっては、福祉のまちづくりに関する目標や施策の方向を定めることを現在の福祉のまちづくり条例で規定している。

ユニバーサルデザインの考え方に立って福祉のまちづくりを進めていくためには、

^{*}8 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状：福祉のまちづくりを広く普及することを目的として、東京都における福祉のまちづくりの推進に顕著な功績のあった個人もしくは団体に対し、知事感謝状の贈呈を平成14年度より実施している。

プロセス（過程）を重視し、計画の策定から実行までの各段階に利用者の声を反映し、利用者の参加のもとで検証を行い、その結果に基づき新たな施策を講じることで段階的、継続的な発展を図っていくスパイラルアップの仕組みが重要である。推進計画の策定においては、この仕組みを位置づける必要がある。

【改正のポイント】

東京都は推進計画の策定において、事業者及び都民の参加のもとに意見を聴き、施策の実施にあたって評価を行い、当該評価の結果を当該施策に反映させるものとする

第2章 東京都福祉のまちづくり推進計画策定に向けた基本的考え方

1 基本的考え方

(1) 計画の目的

推進計画は、福祉のまちづくり条例に基づく、福祉のまちづくりを進める上での基本となる計画であり、平成10年に策定した推進計画「ハートフル東京推進プラン」においても、福祉のまちづくりに関わる広範な施策を計画に定め、進めてきた。

今回、福祉のまちづくり条例を改正するとともに、推進計画についても、ユニバーサルデザインの考え方に立ち、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを目指すことを目的として、福祉のまちづくりに関係する広範な施策を総合的、計画的に推進するため新たに策定する必要がある。

(2) 東京都における他の計画との関係

福祉のまちづくりは、高齢者や障害者を対象としたバリアフリー化のための特別な施策としてとらえるのではなく、あらゆる施策の中に当然の視点として組み込んでいくことが重要であり、福祉のまちづくりに関係する各施策の推進に向けて策定する他の計画と相互に連携していく必要がある。

また、前回の「ハートフル東京プラン」は計画期間を9年間としていた。しかし、社会環境の変化等に柔軟に対応していく必要があることや、定期的な評価の実施など、継続的改善を図りながら推進計画が目指すべき福祉のまちづくりに向けて、各施策がレベルアップしていくよう、計画期間は5年程度とすることが望ましい。

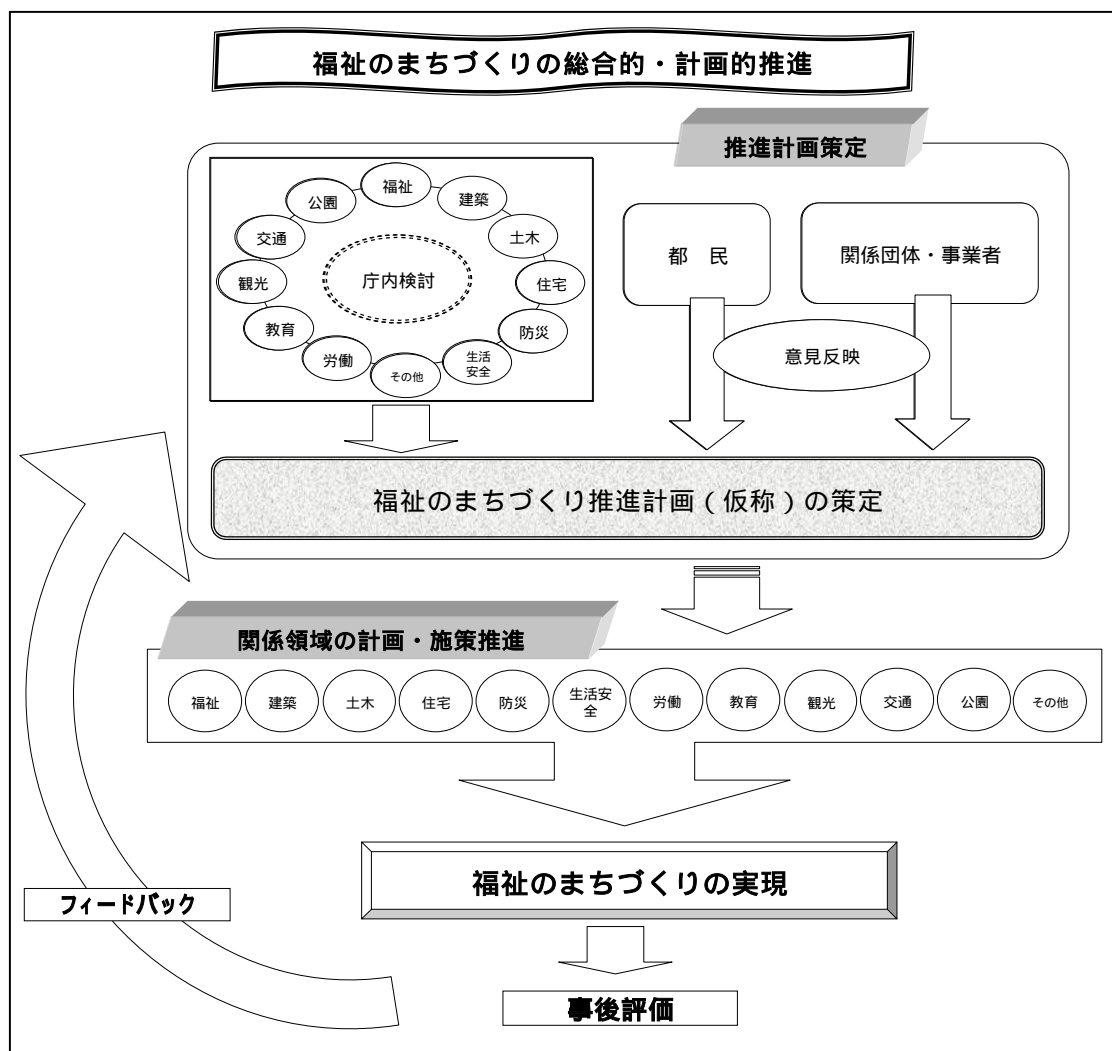
2 推進計画におけるスパイラルアップの仕組みづくり

福祉のまちづくりを効果的に推進していくためには、個々の施策の実施も含め、計画策定時や計画期間中、計画期間終了後に事業者や都民が参加のもと、意見を聴き、評価を行い、次の計画や施策の実施に反映させるための仕組みづくりが必要である。(図3)

また、評価にあたり、具体的な評価対象及び指標の作成等評価システムの構築に

については、今後検討していく必要がある。

図3 推進計画の策定、実施、評価の手順(イメージ図)



3 施策の体系

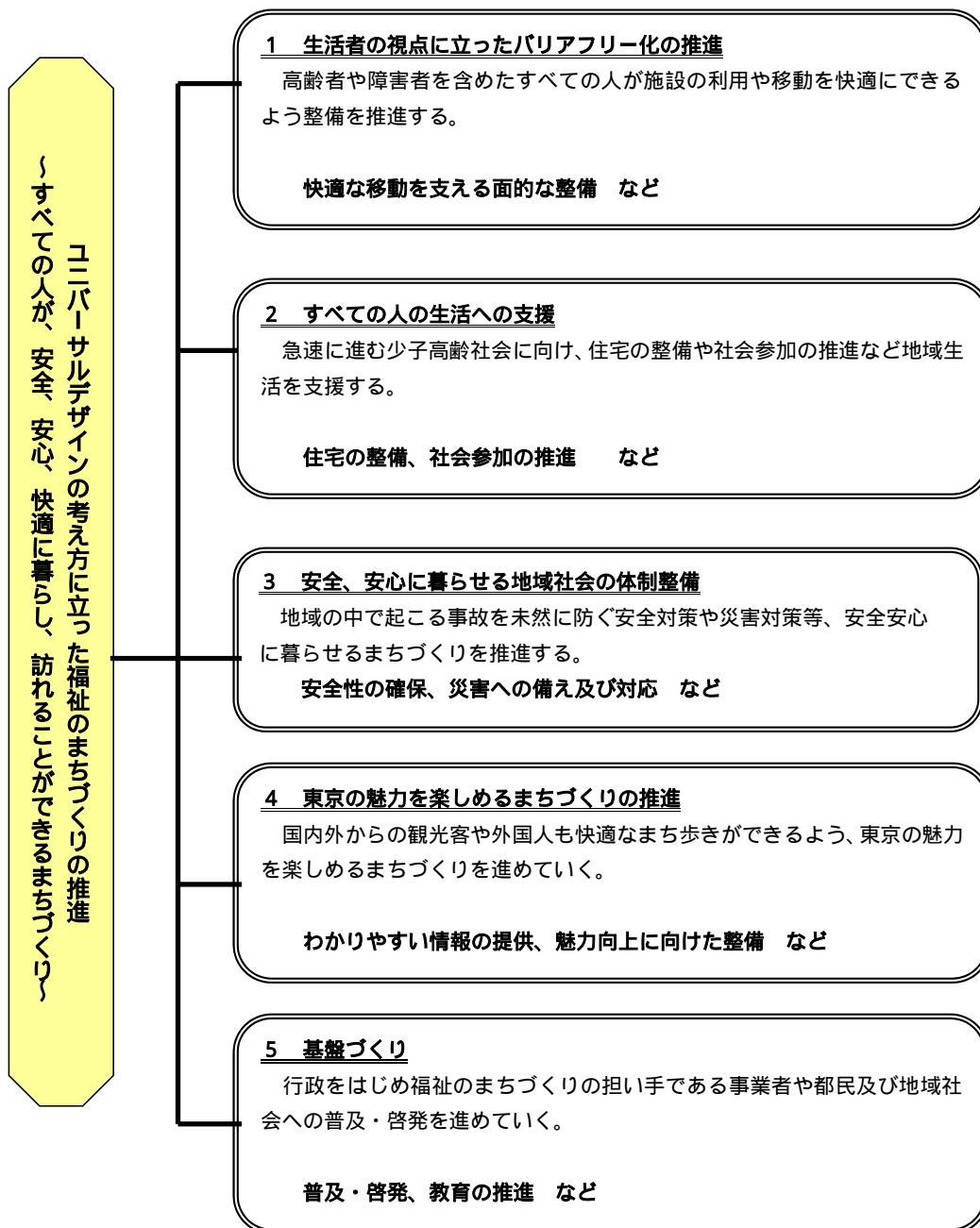
面的整備、社会参加支援、安全・安心、観光など、福祉のまちづくりの取組は広範にわたる。こうした広範な取組について、第6期推進協議会でまとめた福祉のまちづくりの施策の方向性^(*)をもとに、体系化した。(図4)

これにより、福祉のまちづくりに関わる全庁的な取組を総合的かつ計画的に進め

^{*}9 第6期東京都福祉のまちづくり推進協議会「福祉のまちづくりの新たなステージに向けて～すべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくり～」

ていく必要がある。

図4 推進計画施策の体系



おわりに

第6期推進協議会と本推進協議会の二期に渡り、東京都福祉のまちづくり条例や福祉のまちづくりに関する施策の方向性について、ユニバーサルデザインの考え方に立って、熟考を重ねてきた。

今回示した東京都福祉のまちづくり条例の改正及び新たな推進計画の策定の基本的考え方により、ユニバーサルデザインの考え方が明確に位置づけられることとなった。このことにより、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを、東京都、区市町村、事業者及び都民や地域社会が相互に連携しながら、今後より一層推し進めていくことが重要となる。

また、これまでの取組の中で十分に進んでいない高齢者や障害者を含めたすべての人に対する理解の促進及び小規模建築物の整備推進、情報の共有の推進など、ハード・ソフトの一体的な施策が求められることとなる。

本推進協議会では、この新たな条例に基づく整備基準や推進計画における評価手法について引き続き審議を行い、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの推進に寄与していく。

東京都においては、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくり実現に向け、今回の意見具申を受け止め、東京都福祉のまちづくり条例の改正及び推進計画の策定に取り組むことを期待する。

【参考】

東京都福祉のまちづくり条例

平成 7 年 3 月 16 日

平成 7 年条例第 33 号

改正 平成 12 年 10 月 13 日

平成 12 年条例第 182 号

目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 5 条）

第 2 章 福祉のまちづくりに関する基本的施策（第 6 条 - 第 11 条）

第 3 章 一般都市施設の整備（第 12 条 - 第 14 条）

第 4 章 特定施設の整備（第 15 条 - 第 21 条）

第 5 章 車両等の整備等（第 22 条 - 第 24 条）

第 6 章 東京都福祉のまちづくり推進協議会（第 25 条）

第 7 章 雑則（第 26 条 - 第 28 条）

附 則

東京は、自由で豊かな都市として発展を続けている。

今日に至るまで、東京を成長させてきた力は、生活の向上を求める人々の熱意とたゆまぬ努力にある。しかし、一方では、都市の形成に、誰もが住みやすく自立できるようにするための視点が十分ではなかったことも認めなければならない。

福祉のまちづくりの目標は、そこで生活するすべての人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加のできるやさしいまち東京の実現である。

われわれ都民の願いは、高齢者も若者も、障害をもつ人ももたない人も、また、大人も子どもも、多様な個性を有する一人ひとりが自らの人生を選びとり、それぞれの生活を尊重しながら、心優しく、相互に支え合っている社会の構築である。

そして、住み慣れた地域に住み続け、働き、学び、遊ぶことのできる一人ひとりの生活を、地域で支援する仕組みが整い、社会のあらゆる分野に福祉的配慮が行きわたったまちを築くことである。

福祉のまちづくりとは、そのような東京を現実のものとするための物心両面にわたる不断の活動であり、自由で安全、快適な生活環境の整備を協働という力によって、推し進めていく営みである。

これからの社会が、かつて経験したことのない高齢社会であることを考えれば、その目標に向かい、今、力強い一歩を踏み出すことは、都民すべての責務であるといえよう。

われわれ都民は、やさしいまち東京の実現を目指すことをここに宣言し、高齢者、障害者等にとってやさしいまちがすべての人にとってやさしいまちであるという認識に立ち、高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るために、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

- 一 福祉のまちづくり 高齢者、障害者等の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進するため、社会連帯の理念に基づき、高齢者、障害者等が円滑に施設、物品及びサービスを利用できるようにするための措置をいう。
- 二 高齢者、障害者等 高齢者で日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受けるもの、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。
- 三 一般都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等（鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で東京都規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の停車場を構成する施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- 四 整備基準 一般都市施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し、一般都市施設を所有し、又は管理する者の判断の基準となるべき事項として規則で定める事項をいう。

（都の責務）

第2条 東京都（以下「都」という。）は、事業者及び都民の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 都は、福祉のまちづくりに関する施策に、事業者及び都民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 都は、事業者及び都民の福祉のまちづくりに関する活動並びに特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）の福祉のまちづくりに関する施策の実施に対し、これらの者の福祉のまちづくりを推進する上で果たす役割の重要性にかんがみ、必要に応じて支援及び協力を行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

2 事業者は、都がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業の実施に当たり、高齢者、障害者等の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないように努めなければならない。

（都民の責務）

第4条 都民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

2 都民は、都がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 都民は、高齢者、障害者等の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないように努めなければならない。

（福祉のまちづくりの総合的推進）

第5条 都は、福祉のまちづくりが総合的かつ効果的に推進されることの重要性にかんがみ、事業者、都民、国及び区市町村が相互に有機的な連携を図ることができるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 福祉のまちづくりに関する基本的施策

（計画の策定）

第6条 知事は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 福祉のまちづくりに関する目標
- 二 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 知事は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを明らかにするものとする。

（教育及び学習の振興等）

第7条 都は、高齢者、障害者等の福祉に関する教育及び学習の振興並びに福祉のまちづくりに関する広報活動の充実により、福祉のまちづくりに関して、事業者及び都民が理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第8条 都は、前条の福祉のまちづくりに関する事業者及び都民の理解の深化及び自発的な活動の促進に資するため、福祉のまちづくりの状況その他の福祉のまちづくりに関する必要な情報を適切に提供するものとする。

（調査及び研究）

第9条 都は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、高齢者、障害者等の円滑な利用又は移動に関する調査を実施するとともに、高齢社会に対応する住宅、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具その他の施設及び物品に関する研究及び技術開発を促進し、並びにそれらの成果の普及を図るものとする。

（事業者等に対する支援）

第10条 都は、事業者若しくは都民が福祉のまちづくりに関する活動を自発的に行うこととなるよう誘導し、又は区市町村が福祉のまちづくりに関する施策を推進することとなるよう支援するため、特に必要であると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（表彰）

第11条 知事は、福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

第3章 一般都市施設の整備

（整備基準への適合努力義務）

第12条 一般都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該一般都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、一般都市施設の種類及び規模に応じて定めるものとする。

- 一 出入口の構造に関する事項
- 二 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項
- 三 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項
- 四 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項
- 五 歩道及び公園の園路の構造に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の円滑な利用に必要な基幹的事項

（整備基準適合証の交付）

第13条 施設所有者等は、一般都市施設を整備基準に適合させているときは、規則で定める

ところにより、知事に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の請求があった場合において、当該一般都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

（都の施設の先導的整備等）

第14条 都は、自ら設置する一般都市施設を整備基準に適合するよう率先して整備に努めるものとする。

2 知事は、国、区市町村その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）に対し、これらが設置する一般都市施設の整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

第4章 特定施設の整備

（届出）

第15条 一般都市施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、第12条第2項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に知事に届け出なければならない。ただし、法令又は都の他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用できる措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をするときは、当該変更をする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事を着手する前に知事に届け出なければならない。

（指導及び助言）

第16条 知事は、特定整備主に対し、その特定施設（工事中のものを含む。以下同じ。）について第12条第1項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、整備基準を勘案して特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（既存特定施設の状況の把握等）

第17条 この章の規定の施行の際現に存する特定施設（以下「既存特定施設」という。）を所有し、又は管理している者（以下「既存特定施設所有者等」という。）は、当該既存特定施設を整備基準に適合させるための措置の状況の把握に努めなければならない。

2 知事は、前条に定めるもののほか、既存特定施設所有者等に対し、既存特定施設について前項に規定する措置の適確な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該既存特定施設の整備基準への適合状況を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

（報告の徴収）

第18条 知事は、特定整備主又は特定施設を所有し、若しくは管理する者（以下「特定整備主等」という。）に対し、規則で定めるところにより、第16条及び前条第2項の規定の施行に必要な限度において、当該特定施設の整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。

（勧告）

第19条 知事は、第15条の規定による届出を行わずに同条に規定する工事に着手した者に対して、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、特定整備主等の特定施設の新設又は改修に伴って講ずる措置が、正当な理由な

く、整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主等に対し、整備基準を勘案して必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(公表)

第20条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の公表をしようとする場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(特定施設に関する調査)

第21条 知事は、第16条、第17条第2項、第19条及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定整備主等の同意を得て、特定施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定整備主等その他の関係人に提示しなければならない。

第5章 車両等の整備等

(車両等の整備)

第22条 車両等を所有し、又は管理する者は、当該車両等について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備に努めなければならない。

(住宅の供給)

第23条 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために配慮された住宅の供給に努めなければならない。

(福祉用具等の品質の向上等)

第24条 福祉用具を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者、障害者等の心身の特性及び置かれている環境を踏まえ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう当該福祉用具の品質の向上、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、食器、家具、電化製品その他の日常生活で利用する物品を製造し、販売し、又は賃貸する事業者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようこれらの物品の使いやすさの向上、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第6章 東京都福祉のまちづくり推進協議会

第25条 都の区域における福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について知事の諮問に応じ調査審議させるため、その附属機関として、東京都福祉のまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

一 推進計画に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項

3 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4 協議会は、事業者、都民、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する委員30人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 専門の事項を調査するため必要があるときは、協議会に専門員を置くことができる。

8 委員、臨時委員及び専門員は、非常勤とする。

9 協議会は、専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことがで

きる。

10 第4項から前項までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第7章 雑則

(適用除外)

第26条 一般都市施設の整備について、その存する場所の属する区市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用できる措置を講ずることとなるよう定めている場合は、第12条、第13条及び第4章の規定は、適用しない。

(国等に関する特例)

第27条 国等及び都については、第4章の規定は適用しない。

2 知事は、国等に対し、特定施設の整備基準への適合状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第3章 第4章、第26条及び第27条の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(社会環境の変化等に基づく所要の措置)

2 都は、社会環境の変化及びこの条例の規定の施行の状況その他の福祉のまちづくりの推進の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成12年条例第182号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。